

[2018年1月5日、一部の会社の拠出金単価について変更認可を受けました。](#)

拠出金単価の認可について

2017年7月3日
使用済燃料再処理機構

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下、「法」という。）第4条第2項の規定に基づき、平成28年度（法施行以降）の特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の単位数量当たりの拠出金単価（再処理等業務に必要な金額）を運営委員会の議決を経て定め、本年6月30日に、法第4条第4項の規定に基づく経済産業大臣の認可を受けましたので、お知らせいたします。

また、当機構では、通知の同日（6月30日）に、特定実用発電用原子炉設置者から法第7条の規定及び関連法令に基づき、適正に申告及び納付が行われたことを確認しております。

添付資料

[平成28年度（法施行以降）の特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の単位数量当たりの拠出金単価](#)

拠出金単価については、当機構が再処理等を行う使用済燃料の量及びこれらを元に当機構が再処理等業務を行うために要する費用の長期的な見通しに照らし、再処理等業務を適正かつ着実に実施するために、事業が長期に亘るという特殊性を踏まえながら、必要かつ十分な資金の確保、特定実用発電用原子炉設置者間における負担の公平性、長期的に安定した水準の維持という法及び関係省令に規定されている基準を満たすものとして、定めております。

なお、当機構では、昨年12月に、再処理等事業の現業を担う日本原燃株式会社から事業費等の提案を受け、当該提案に対する「事業費精査に係る基本方針」を策定し、この基本方針に従って精査を実施してまいりました。

今般、拠出金単価算定の基礎となる再処理等業務を行うために要する費用の長期的な見通しとして、再処理等事業費の精査に関する一定の結論を得ましたので、その内容等について、とりまとめております。

参考資料

[再処理等の事業費について](#)

以上

<お問い合わせ窓口>
使用済燃料再処理機構 総務部
電話：017-763-5910(代表)